

水辺のライトアップ施設リニューアル事業に係る企画・運営等業務委託 質問回答

令和8年10月13日

NO	項目名	質問文	回答
1	仕様書2(1)①	仕様書には「既存ライトアップ施設の撤去を含む」とありますが、既存設備の撤去対象範囲及び数量をご提示ください。 また、当該撤去に要する費用は、本業務の委託上限金額にすべて含まれるとの理解でよろしいでしょうか。	参考図面として配布している既存ライトアップ設備一式です。ただし、南天満公園に関しては、水際照明のみを対象とします。 当該撤去に要する費用は、本業務の委託上限金額に含めてください。
2	仕様書2(2)ア⑥	新たにライトアップ設備を設置する区間について、利用可能な電源の位置、供給可能容量、引込条件及び配線可能ルート等をご提示ください。 現時点でこれらが未確定の場合、企画提案にあたって想定すべき電源条件をご教示ください。	新たにライトアップ設備を設置する区間については、新規で電源を引き込むことを想定しています。現地状況を踏まえて電源の位置、供給可能容量、引込条件及び配線可能ルート等を提案してください。
3	仕様書2(2)ア③、⑬～⑮	新設箇所について、電源位置、供給可能容量、引込条件及び配線ルート等が企画提案時点で確定していない場合、提案者は一定の条件を想定して電源・配線計画を提案するとの理解でよろしいでしょうか。 その場合、企画提案において想定すべき電源・配線条件があればご提示ください。	No.3にて回答のとおりです。
4	仕様書2(2)ア⑮	仕様書に「受注者提案の施工手法等に変更が生じる場合においては、受注者の負担」とありますが、企画提案時に提示されていない条件や、契約後の関係機関との協議等により提案内容の変更を余儀なくされた場合についても、本規定に基づく受注者負担の対象となるのでしょうか。	仕様書2(1)⑨に記載のとおり、受注者提案の施工手法等に変更が生じる場合においては、受注者の負担により対応するものとします。
5	配布書類 参考図面	配布いただいた既設図面・完成図等は、企画提案において既存設備・配管・構造等の現況を判断するための前提資料として取り扱ってよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
6	仕様書2(2)ア③、⑯、⑰	護岸構造や既設構造物、また河川区域内への照明設備・配線等の設置について、施工可能箇所、施工方法、穿孔等の禁止事項やその他制約条件があれば、ご提示ください。施工期間の出水期の制限などの施工制約があればご指示ください。	提案される施工方法等により制約条件等が異なるため、現時点で一律にお示しすることはできません。 仕様書2(1)⑨に記載のとおり、各関係機関との協議を行ってください。
7	仕様書2(4)、2(5)	既存ライトアップ設備(照明器具、配管、配管支持材等)の撤去に伴う護岸、壁面その他の既設構造物について、撤去後に求められる復旧範囲、復旧方法及び仕上げ等の基準・条件があればご提示ください。	撤去による影響範囲のみを原状復旧することと想定しています。
8	仕様書2(2)ア②、⑤、2(2)イ② 公募要領4(1)ア	令和7年度「護岸ライトアップ施設のリニューアル計画調査検討業務」の成果品は、本公募における参考資料であり、成果品に記載された演出内容、機器、メーカー、施工方法等は、本公募における必須条件ではないとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
9	仕様書2(2)ア②、⑤	令和7年度成果品には、複数のメーカー・システムについて、機能、費用等の比較及び評価が記載されています。本公募においては、これらの評価は審査上の評価基準となるものではなく、成果品における評価にかかわらず仕様書に定める条件を満たすメーカー・機器・システムを提案可能であり、今回提出する提案内容に基づいて評価されるとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
10	仕様書2(2)ウ	「光のまちづくり2030構想」と令和7年度成果品では、エリア設定、コンセプト及び演出イメージが異なりますが、本公募の企画提案においては、どちらに準じて提案すればよいでしょうか。	仕様書に記載のとおり、「光のまちづくり2030構想」の各エリアの歴史・文化・風土等に基づき、令和7年度成果品の各エリアの演出イメージ等をまとめています。双方を参考として提案をしてください。
11	仕様書2(2)イ②	仕様書に「府による大規模イベントの実施などにより、一時的な変更を府から求める場合がある」とありますが、年間に想定される演出変更の回数及び内容をご提示ください。	大阪府全体として大規模に機運醸成を図るような場合を想定しており、年間に複数回演出変更を行うようなことは想定していません。過去の事例では、大阪関西万博に併せてテーマカラーにライトアップする追加変更を行っています。
12	仕様書2(2)イ③	不具合発生時に求められる復旧時間、定期点検・巡回の頻度等、維持管理に関して想定されている維持管理水準があればご提示ください。	設置される設備により維持管理水準が異なるため、提案内容にあわせて維持管理水準を検討してください。
13	仕様書2(1)⑪	施設賠償責任保険、動産総合保険等への加入が求められていますが、必要となる保険の種類、補償対象及び最低補償額等の基準があればご提示ください。	施設賠償責任保険、動産総合保険は一例として提示しています。現場条件を踏まえて必要な保険への加入をお願いします。
14	仕様書2(2)ア⑬、⑰	新設する調光制御盤について、既設分電盤の設置位置以外に設置することは可能でしょうか。また、設置場所に関する条件や制約があればご提示ください。	既設分電盤の設置位置以外に設置することは可能です。設置にあたっては、仕様書2(1)⑨に記載のとおり、各関係機関との協議を行ってください。

NO	項目名	質問文	回答
15	仕様書2(1)①	本事業における効果測定について、府が指定する評価指標・目標値などがありますでしょうか。ない場合は、効果測定の指標及び手法についても企画提案に含めるとの理解でよろしいでしょうか。	各提案内容に応じて効果測定の指標及び手法が設定されるため、これらを含め企画提案をしてください。
16	仕様書2(2)ウ	「設置するライトアップの種類(護岸ライトアップ、手すり照明、樹木ライトアップ等)」とありますが、括弧内に記載された各照明は必須項目でしょうか。例示でしょうか。必須となる照明がある場合は、その種類及び設置対象範囲をご教示ください。	仕様書(別添)位置図に示す箇所、ライトアップの範囲及び種類については必須です。なお、位置図の範囲以上の提案は任意です。
17	仕様書2(2)ア⑥	令和10年度以降の運営期間中におけるライトアップ設備の電気料金は、府の負担との理解でよろしいでしょうか。	電気料金は提案上限金額内に含めてください。
18	仕様書2(2)イ④、⑤	現在点灯している既設の護岸照明等について、令和8年度及び令和9年度も継続して点灯する予定でしょうか。	令和10年4月のライトアップ運営開始まで、現在点灯している既設の護岸照明等については、可能な限り不点灯期間・区間を最小限とするよう検討してください。
19	公募要領7(2)	審査基準に「特に護岸ライトアップは護岸を活かした調光演出を行う計画となっているか」とありますが、「護岸を活かした調光演出」とは、具体的にどのような考え方を指すのでしょうか。	河川沿いに連続して配置されている護岸の形状を活かした演出を行ってください。なお、既存設備では、テーマに沿った色の変更や、風速に併せた色の左右移動といった演出を行っています。
20	公募要領3(10)	会社分割、合併、事業譲渡等により事業を継承している場合、継承前の法人又は事業部門における業務実績を、本公募における業務実績として取り扱うことは可能でしょうか。	会社分割、合併、事業譲渡等により事業を継承している場合、継承前の法人又は事業部門における業務実績を、本公募における業務実績として取り扱うことは可能です。その場合、継承したことがわかる資料も併せて提出してください。
21	仕様書2(2)ア③、⑥～⑧	新設する電源線・幹線等のケーブルについて指定する種類、規格、仕様等があればご提示ください。	指定はありません。設置する設備に併せて設計をしてください。
22	公募要領4(2)サ、7(2)	本業務は長期にわたる事業となりますが、審査基準の「事業遂行能力(経営的に安定しているか)」について提出が求められている直近3カ年の財務諸表のほか、本業務に係る事業計画、資金計画等の提出は必要でしょうか。	「事業遂行能力(経営的に安定しているか)」については、公募要領にて提出を求めている書類にて確認を行います。ただし、別途資料を提出いただくことを拒むものではありません。
23	公募要領1(4)	初期2年度に発生する設計費・施工準備費等について、令和10年度以降の委託料に含める形で回収することは可能でしょうか。	今回の事業に係る費用はすべて令和10年度以降の委託料に含めることで提案をしてください。
24	仕様書2(2)ウ(6)	年度ごとの委託料の精算時期および精算方法についてご教示ください。	年度ごとの委託料の支払いは、各年度の年度末に、提案内容が実施されているかの履行検査を行い支払います。
25	仕様書2(1)⑬	事業期間中に設置する設備等の所有権、減価償却の考え方、および契約終了時における設備の取扱いについてご教示ください。	本事業で設置する設備等の所有権は、事業者のものとします。契約終了時には設備をすべて撤去してください。
26	仕様書2(2)イ⑨	協賛企業名やロゴ等について、施設・Webサイト・その他媒体への掲出が可能な範囲および条件についてご教示ください。	本事業で設置するライトアップ施設を使用することや護岸等に協賛企業名やロゴ等について掲出することは認められません。なお、Webサイト等で掲出いただくことに制限はありません。
27	仕様書2(2)イ⑦	事業期間中に、府から設備等の移設・撤去を求められた場合、これに伴い発生する追加費用の取扱いについてご教示ください。	移設・撤去理由により追加費用の取扱いが異なるため、発生都度協議とします。
28	仕様書2(1)⑤	事業期間中に物価、人件費、電気料金等が大幅に上昇した場合、委託料等の契約条件を変更することは可能でしょうか。また、その場合の考え方や手続きについてご教示ください。	仕様書2(1)⑤に記載のとおり、急激な物価高騰が発生した場合、大阪府へ協議を行ってください。
29	仕様書2(2)ア⑥	既設の分電盤、配管、電源設備等について、事業者が利用可能な範囲および利用にあたっての条件等をご教示ください。	既設の分電盤、埋設配管、電源設備等について、配布資料を基に利用できる範囲は利用していただいて構いません。ただし、再利用したものに不具合が発生した場合は、事業者により補修を行うものとします。